

## 保育学生の施設実習体験と人権意識

水田和江・鈴木隆男\*

### Childcare Student's Practical Work Experience in Childcare Facilities and Their Awareness of Human Rights

Kazuo MIZUTA and Takao SUZUKI

#### Abstract

Childcare workers need professional knowledge and skill so that they can help children and their parents in their development and life issues on the basis of the guarantee of rights. So we surveyed and analyzed childcare students' understanding of human rights of children and their parents which are fundamental to childcare, and their attitudes toward human rights of children and handicapped children or adults, protection of children and gender equality, and woman's working. The survey targeted female seniors from the childcare department of S Junior College who have had training in a child welfare facility with a live-in system, in the form of a questionnaire about awareness of human rights which included 97 questions. The results showed that the students were positive in their awareness of male and female roles, the importance of privacy preservation for children, and some rights of handicapped child and adults including working rights. But when it comes to real life, student considered child-rearing to be their own role, and chose not to come back to their work until they finished child-rearing. As for their attitude toward children, they understood children should obey adults.

In order that they may realize this self-paradox between their behaviors and ideas, and recognize the importance of children's human rights when they offer services, and consider the ways childcare that enables them to support the development of children, we will consider appropriate learning environments.

#### はじめに

近年、社会福祉基礎構造改革の進展に伴い、児童福祉とその関連領域でも制度の改変が行われ、保育サービスの利用契約制度、保育事業への民間企業の参入、育児支援サービスの増設など、少子化対策としての保育サービスが進められている。また、サービス利用者の権利保障の観点から、福祉サービスの苦情解決制度の導入、児童福祉施設の入所決定に関する児童・保護者の意見聴取、情報の開示やサービスの自己選択・自己決定に関わる法制度の整備なども進められつつある。

保育者には、これら児童とその家族の権利保障の制度や福祉に関わるサービスに関する知識を身につけた上で、児童の教育・保育、養護の実践や保護者

に対する援助を行うことができる、より高い専門的援助技術が求められるようになってきた。

こうした保育の専門職員の養成については、1999年に教育職員免許法が改定され、幼稚園教諭養成のカリキュラムが変更されたのにひき続いて、昨年、保育士養成課程の改定も行われた。

昨年改定が行われた保育士養成課程の特性をみると、保育者に求められる専門性として、次のようなことが盛り込まれている。①親の生活形態の多様性や家庭の養育機能の低下を背景とした育児不安など子育て問題の増加、支援ニーズの多様化に対応し、家庭の育児支援をするための専門的知識や技術を備えていること、②児童の発達権、意見表明権等の人権保障の視点にたつて保育・養護できる実践力を備えていることなどである。

\*倉敷市立短期大学

2002年3月の児童福祉法改定によって、「保育士」（児童福祉第18条の4）の条文が追加され、保育士の役割は「専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導」を行うものであることが定められた。この法の意味からみると、保育士はいわゆる乳幼児を対象とした集団保育だけではなく、専門的知識をもって、児童（18歳未満）を対象とする保育、養護、教育など、広く児童の発達保障を行うものであり、さらに、保護者の保育指導を行うことも求められている。

つまり、保育士は、利用者の権利擁護の視点にたつて、児童の福祉関連制度やサービスを活用し、児童の教育・保育、養護の実践や保護者に対する援助を行うことができる、より高い専門的援助技術が求められているということである。

こうした要求に応えられる保育士の資質について検討するために、われわれは、一昨年、保育学生の自我同一性の確立と課題解決能力の関連性について調査を行った。その結果、自我同一性の形成の程度が高い学生は、科学的な事実を受け入れやすいこと、また、学生は直面する問題を解決するために様々な検討をすることによって、自我の確立をしていくという結果が得られた。つまり学生は、科学的な知識と現実とのギャップの中で、それを調整し、問題を解決していく体験を通して自我の確立を促していくのだと推測できた。

そこで、今回は、保育学生が障害児・者や児童の人権など人権に関する意識、福祉に関する意識や児童の養育、女性の就労に関して、どのような意識をもっているのか、また、それが保育・養護の実践態度にどのように影響するのかについて、施設実習終了時の学生の人権意識と実習取り組みの状況に関する調査の実施・分析をとおして、保育学生が主体的に課題解決に取り組む態度を育成するために必要な保育士養成課程のあり方の検討をする資料としたいと考えた。

## 1. 調査の目的・方法

### 1. 調査の目的

調査は、保育者をめざす学生が、児童や障害児・者の人権についてどのように考えているのか、そのことが対象者理解にどのように影響するのかを知ることが目的として、①児童や障害児・者の人権に関する考え方、②男女平等や子育てに関する意識、③施設実習終了時の入所児童、保育士などに対するイ

メージ、④人権に関する考え方、児童の権利、養育に関する考え方と施設入所児童に対する理解の関わり、などについて把握しようとするものである。

### 2. 調査の方法

調査は、福岡県北部の政令指定都市にある私立S短期大学保育科の学生で、入所型施設での実習を終了した2年生を対象に、質問紙による調査を実施した。調査は2001年11月に実施した。

調査の内容は、①施設実習に関する自己評価、施設入所児や施設で働く保育士等に関するイメージなど、施設実習に関するもの ②将来の仕事の継続について、また、女性が仕事をすることについての認識に関するもの、③福祉や児童、障害児・者の権利に関する意識、男女平等、就労意識に関するものなどである。

## II. 調査の結果

### 1. 対象者について

回答者は、児童福祉施設のうち入所型施設で実習した123名で、このうち、有効回答は116名（94.3%）であった。回答者の性別は全員女性である。

調査時点では、回答者の全員が、幼稚園実習4週間、保育所実習2週間、施設実習10日間をすませている。

施設実習の実習先種別は、乳児院および児童養護施設など要養護児童に関する施設（以下、要養護施設とする）で実習した学生が68名（58.6%）、知的障害児・者、重症心身障害児、肢体不自由児施設など障害児・者に関する施設（以下、障害関係施設とする）で実習した学生が48名（41.4%）であった。

学生の卒業後希望する進路は、保育所が53.5%、幼稚園が34.5%、一般企業が5.2%、児童福祉施設が2.0%であった。

保育学生の仕事の継続に関する意識についてみると、「子どもの手が離れたら再就職する」が61.2%と最も多く、「結婚・出産まで」16.4%、「ずっと続けたい」11.2%の順となっていた（表1）。

学生は、かつてのような「結婚したら仕事をやめて育児に専念する」という考えをもつものは少なくなっているものの、「乳幼児期は母親が育て、手が離れたら再就職をする」という「M字型就労」を希望するものが多くなっていることがわかった。保育者は、児童の保育を行うだけでなく、母親の労働権

表1. 実習施設と仕事の継続

	結婚・出産まで	子育て後、再就職	継続	わからない	総計
要養護施設	12 (17.6%)	42 (61.8%)	7 (10.3%)	7 (10.3%)	68 (100.0%)
障害関係施設	7 (14.6%)	29 (60.4%)	6 (12.5%)	6 (12.5%)	48 (100.0%)
計	19 (16.4%)	71 (61.2%)	13 (11.2%)	13 (11.2%)	116 (100.0%)

を保障する役割も担うものであるが、仕事を継続する母親と学生の意識のギャップが、将来の保育の実践にどのように影響するのか検証する必要がある。

## 2. 実習について

学生の児童福祉施設での実習について、実習全般、対象者との関わり、対象者の理解、環境整備への参加、記録について、それぞれ5段階で自己評価をさせた。自己評価の全体の平均は、5段階評価で3.8となっており、おおむね肯定的な評価をしていることがわかった。これを項目別にみると「環境整備への参加」が4.2と最も高く、次いで「対象者との関わり」が3.9、「記録」が3.7の順になっていた。

実習施設別にみると、要養護施設の実習では「環境整備」(4.4)、「対象者との関わり」(3.9)の順となっており、障害関係施設の実習では「対象者との関わり」(4.0)、「環境整備」(3.8)の順となっていた。障害関係施設では要養護施設の実習に比べ「対象者との関わり」「対象者の理解」について評価が高くなっており、要養護施設の実習では「環境整備への参加」の評価がやや高くなっていった(図1)。要養護施設の実習では障害関係施設で実習した学生に比べて、「児童との関わり」に困難を感じていたことがわかった。

## 3. 学生の施設イメージと実習体験

実習をとおして学生が、入所児や施設職員、施設にどのようなイメージをもったのかについて聞いた(回答は複数回答とした)。

入所児については、「元気がよい」(55.2%)、「かわいい」(43.1%)、「がんばっている」(30.2%)、「人懐こい」(30.1%)となっていた。施設職員については「やさしい」(56.9%)、「忙しい」(50.9%)、「元気がよい」(46.6%)の順となっていた。施設については、「あかるい」(76.2%)、「自由」(51.7%)、「広々している」(46.6%)となっていた。

これを実習施設別に比較してみると、入所児のイメージについてみると、要養護施設では、「元気がよい」「かわいい」「愛情に飢えている」の順となり、障害関係施設では、「元気がよい」「がんばってやっている」「かわいい」の順となっていた。障害関係施設の実習生は、要養護施設に比べ、「がんばっている」「のびのびしている」と感じているものが多くなっていった。職員のイメージをみると、障害関係施設では「やさしい」「元気がよい」「忙しい」の順となっており、要養護施設では、「忙しい」「やさしい」「厳しい」「元気がよい」の順となっていた。障害関係施設では「やさしい」「元気がよ

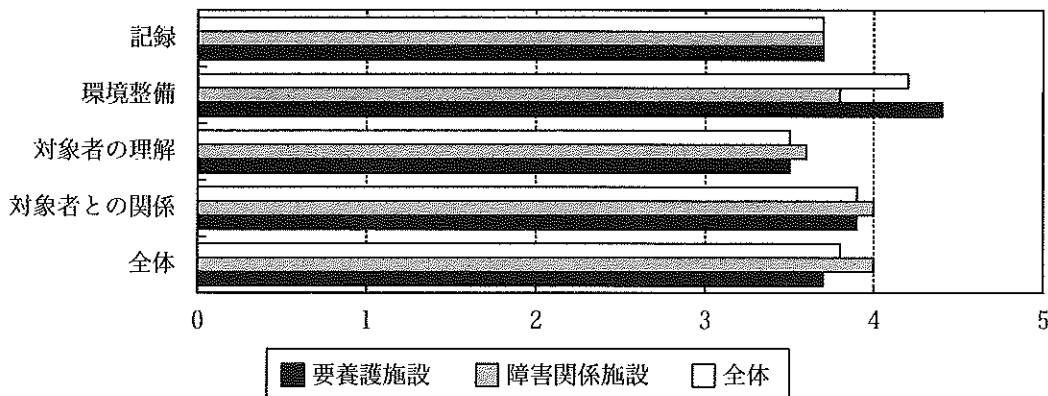


図1. 実習の自己評価

い」と感じるものが増えており、要養護施設での実習生は、「やさしい」「元気がよい」「厳しい」となっていた。

学生はいずれの施設でも、施設職員の忙しさを印象づけられているが、こうした福祉施設職員の印象はどのような状況から発生しているのか、その背景となる福祉制度などを含めた現状に気付かせていくことが、施設入所児の発達権保障に気付いていくために重要であると考えられる。

#### 4. 保育士の仕事について

保育士の仕事についてどのように思うかを聞いたところ、「心身ともに健康」(66.4%)、「子どもが好き」(56.9%)、「しっかりした教育観、人生観が必要」(21.6%)の順となっていた。

これを実習施設で比較すると、障害関係施設では「心身ともに健康」「子どもが好き」に続き、「向上心、研究心」「職場での対人関係」が多くなっていた。障害関係施設と要養護施設を比較すると、障害関係施設では「高度で専門的な対人援助技術が必要」の項目が高く、要養護施設では「しっかりした教育観・人生観」の項目が高くなっていた(図2)。

回答者の約88%は「保育所」「幼稚園」に就職することを希望しているが、その学生の多くが保育士の仕事で重要なことを「心身ともに健康」で「子どもが好き」なことであると考えていることがわかる。保育士に求められる児童の権利保障、保護者への保育指導などを含む専門的な知識や対人援助技術などの側面は、保育士の役割としてはまだ十分に理解されていないことが推測される。

#### 5. 人権意識について

保育学生の児童や障害児・者に関する人権意識や児童の養育、男女平等観と、施設入所児や施設職員、施設に関する理解の関わりについて回答を分析してみた。人権意識に関連する回答は「非常に反対」から「非常に賛成」までを5段階で評価した。質問項目は「非常に反対」を5点とし、「権利意識が高い」あるいは「理解の高い」状態を示すようにした。

##### 1) 学生の人権意識

児童の権利に関する項目全体の平均は3.8で、平均以上の得点となった項目は、「その人の秘密の保持が優先し、虐待をみても通報してはならない」(4.71)、「施設などで不当な扱いをうけても、子どもは施設などを訴えられない」(3.99)、「児童福祉施設で責任者が児童の手紙の内容を調べるのはやむをえない」(3.82)であった。これをみると児童の生存権、虐待からの保護、プライバシーの保障等、現在、話題となっている権利の項目に関する知識は高い得点となっていることがわかった。

しかし、「児童養護施設では責任者の決めた生活時間や生活のきまりに従って生活するのがよい」(2.9)、「子どもは、大人の指示に従うべき」(3.5)の項目では平均点以下となり、子どもは大人に従うべきという考えが強いことがわかった。これを実習施設別にみると、全項目で障害関係施設の得点の方がやや高くなっていたが、項目間に有意な差はみられなかった。

障害者の人権に関する項目全体の平均は4.05で、平均よりも高い得点となっている項目は、「同じ仕事をしていても知的障害児と同じ賃金では不満であ

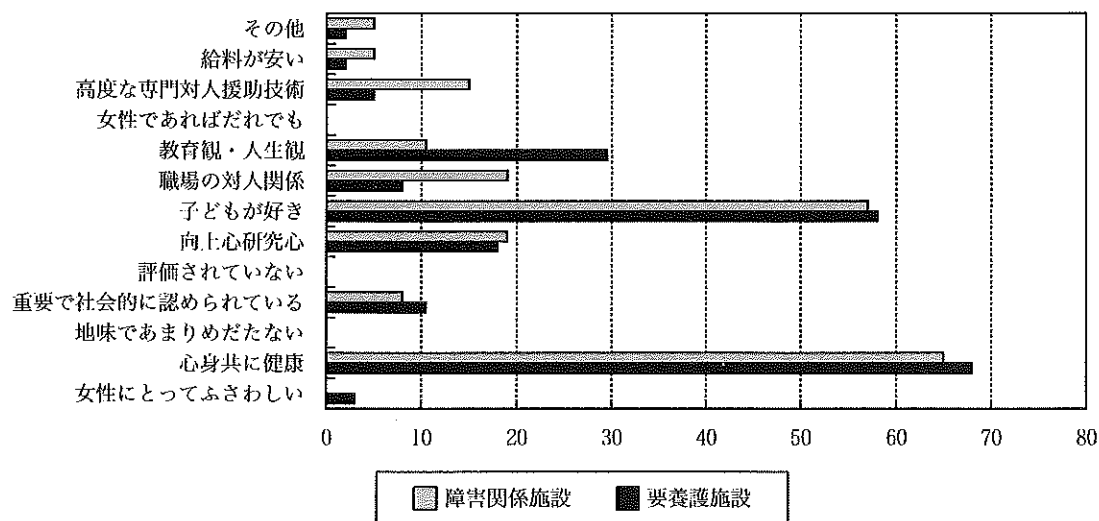


図2. 保育士の仕事

る」(4.3)のみであった。各項目の得点を実習施設別に比較してみると、障害関係施設で実習したもののほうがいずれも高くなっているが、各項目について有意な差は認められなかった。また、障害者の権利に関連して、学生が障害児・者の仕事や家庭生活についてどのように理解しているのかをみると、「障害児と自分の子どもを同じ教室で勉強させたくない」(4.45)、「障害者をもっている人は子どもをつくるべきではない」(4.13)に反対する認識が高くなっているが、「障害者は、単純な手仕事に適している」(2.9)、「障害者・高齢者は施設に収容し、効率的なサービスをするのがよい」(3.18)などに反対する認識は低くなっていた。実習施設別に比較してみると、障害関係施設で実施した学生の方がどの項目も得点が高く、障害児・者の生活や平等意識に関する認識が高くなっていた。

学生の男女平等意識についてみると、項目全体の平均は3.52で、平均よりも高い得点となっている項目は、「男性は仕事、女性は家事をするのが幸せな家庭につながる」(4.13)や、「家族に介護が必要になったら、女性がその役割を引き受けるのが良い」(3.97)、「結婚したら女性が姓を変えるのは当たり前」(3.58)といったいわゆる家庭内での男女の役割意識に反対する認識の得点が高くなっていた。しかし、「愛情があつて一緒に生活するなら法律的手続きにこだわる必要はない」(2.75)、「女の子は良い結婚をすることが幸せ」(2.84)など、結婚と女性の幸せについては、これまでの社会通念が尊重されていることがわかった。女性の就労については、「収入を支えている夫が家庭の中で主導権を握るのは当然」「男女の賃金差はやむを得ない」といった項目で反対の意識をしめし、仕事上の差別については否定的な意識をもっていた。

しかし、学生の仕事の継続に関する認識をみると、「子どもの手が離れてから再就職をする」というM字型の就労に賛成しており、男女平等といいながら、家庭のなかでの役割意識は、女性が育児をするのが当たり前というように、権利意識と実際の行動とはギャップがあることがわかった。

実習施設別でみると、「愛情があつて一緒に生活するなら法律的手続きにこだわる必要はない」の項目では、要養護施設で実習したものの得点がやや高くなっていたが、他の項目では有意な差はみられなかった。

## 2) 得点群別比較

### (1) 得点群別比較

各質問項目の得点について、その差をより明確にするために、それぞれの権利に関する尺度値について、平均と標準偏差を算出し、この値を基にして平均を1標準偏差上回るものを「高得点群」、平均を1標準偏差下回るものを「低得点群」として、比較した(表2)。

「高得点群」のなかでも得点の高い項目は、「育児休暇は本人の都合だから賃金を支払われなくても仕方がない」(4.70)、児童の権利に関しては、「その人の秘密の保持が優先し、虐待をみても通報してはならない」(5.00)、障害者の人権に関しては「同じ仕事をしていても知的障害者と同じ賃金では不満」(4.88)、男女平等に関しては「男性は仕事、女性は家事をするのが幸せな家庭につながる」(4.86)などであった。

低得点群との差が大きい項目は、「男女には向き不向きの仕事があるのだから、賃金差は仕方がない」「重罪犯は弁護される価値はない」「乳幼児期から保育所に預けるのは母親の身勝手な行動による」「施設に入所している子は愛情不足で気持ちがゆがんでいる」などで、それぞれ1.6以上の得点差があった。

### (2) 実習施設による得点群別比較

「要養護施設」と「障害関係施設」で実習した学生のそれぞれが、児童、障害児・者などの人権、養育意識などについて考え方にどのような相違があるのか、「高得点群」と「低得点群」で比較した。

要養護施設で実習した学生は、福祉に関する考え方について、高得点群に占める割合が高く、障害関係施設で実習した学生よりも多くなっていた。質問項目別にみると「自分が飢えるような状態になっても生活保護は受けたくない」、「福祉の仕事は暗く苦しい」などに反対する考えが強いことがわかった。

障害関係施設で実習した学生は、障害者の権利、男女平等、児童の権利、児童の養育に関する考え方について、要養護施設で実習した学生よりも高得点群に占める割合が多くなっていた。これを質問項目別にみると、男女平等に関しては「男性は仕事、女性は家事をするのが幸せな家庭につながる」「家族に介護が必要になったら、女性がそれを引き受けるのがよい」などの項目に反対する考えが強いことがわかった。児童や障害児の人権に関する項目では「子どもは施設などで不当な扱いを受けても訴えられない」「子どもは大人の指示に従うべき」「障害児は誰からもかわいがられるように人の言うことをよく

表2. 人権認識の項目別得点

	項目	高得点群	低得点群	得点の差
人権意識	5. 重罪犯は弁護される価値はない	4.14	2.28	1.86
	8. 同じ仕事でも男女の賃金差は仕方ない	4.70	4.00	0.7
	15. 育児休暇に賃金は必要ない	4.70	3.17	1.53
	78. 福祉職員に労働組合は必要ない	4.50	3.22	1.28
児童の人権	89. 虐待の通報より秘密保持が優先する	5.00	4.39	0.61
	93. 施設の責任者は子どもの手紙を調べられる	4.69	3.22	1.47
	92. 親が子をしつけるのは権利ではない	4.15	3.65	0.5
	94. 児童福祉施設の児童は生活のきまりに意見はいえない	3.92	2.35	1.57
児童の養育意識	30. 乳児期から保育所に預けるのは母親の身勝手な行動による	4.48	2.77	1.71
	31. 施設の子は愛情不足で気持ちがゆがんでいる	4.61	2.95	1.66
	84. 育児について、男女の役割は同じではない	4.13	3.55	0.58
障害者の人権	24. 障害児は、人のいうことを聞き、かわいがられるように育てられるべき	4.54	3.11	1.43
	39. 同じ仕事でも、知的障害者と同じ賃金では不満である	4.88	3.89	0.99
	62. 障害者の生活をみんなでももるのは大げさ	4.69	3.33	1.36
障害者意識	23. 身内は障害者と結婚してほしくない	4.36	3.13	1.23
	37. 障害者、老人は施設に収容して効率的にサービスする	3.96	2.63	1.33
	41. 障害者は子どもをつくるべきではない	4.72	3.42	1.3
	43. 我が子を障害児と一緒にの教室で学習させたくない	4.84	3.79	1.05
福祉意識	17. 自分が飢えるような状態になっても生活保護は受けたくない	4.71	3.33	1.38
	53. 福祉は特別な人が支える	4.50	3.33	1.17
	69. 福祉の仕事は苦しく暗い感じ	4.14	3.83	0.31
男女平等意識	3. 家庭で夫が主導権を握るのは当然	4.57	3.13	1.44
	9. 男性は仕事、女性は家事が幸せな家庭につながる	4.86	3.33	1.53
	79. 男女の賃金差はやむを得ない	4.81	2.87	1.94
	80. 結婚によって女性の姓が変わるのは当然	4.33	2.80	1.53

聞く子に育てなければならない」などに反対する考えが強いことがわかった。児童の養育、障害者に対する意識では、「保育所に子どもを預ける人は贅沢をしたい身勝手な親が多い」「施設の子は、愛情不足で気持ちがゆがんでいる」「自分の家族は障害者と結婚してほしくない」などに反対する考えが強いことがわかった(表3～表6)。

学生の実習先は、必ずしも本人の希望によって決定したものではない。従って、実習先による意識の差は実習で体験した場面を通して学んだことから、これまでの学習をより深く認識していくことができたのではないかと考える。

表3. 実習施設と福祉意識

	高 い	低 い
要養護施設	11 (16.2%)	7 (10.3%)
障害関係施設	3 (6.3%)	5 (10.4%)
	14 (12.1%)	12 (10.3%)

表5. 実習施設と児童の養育意識

	高 い	低 い
要養護施設	10 (14.7%)	15 (22.1%)
障害関係施設	13 (27.1%)	7 (14.6%)
	23 (19.8%)	22 (19.0%)

表4. 実習施設と男女平等意識

	高 い	低 い
要養護施設	10 (14.7%)	7 (10.3%)
障害関係施設	11 (22.9%)	8 (16.7%)
	21 (18.1%)	15 (12.9%)

表6. 実習施設と障害者の人権意識

	高 い	低 い
要養護施設	14 (20.6%)	13 (19.1%)
障害関係施設	12 (25.0%)	5 (10.4%)
	26 (22.4%)	18 (15.5%)

(3) 学生の施設・対象者に関するイメージと得点群別比較

児童の権利に関する項目の「高得点群」では、入所児について、「かわいい」「がんばっている」「元気がよい」などのイメージを持つものが多い。しかし、「思ったことを言えない」「愛情に飢えている」などマイナスイメージも多くなっている。「低得点群」では「かわいい」「元気がよい」「愛情に飢えている」といったイメージを持つものが多かったが、マイナスイメージは少なかった。施設職員についてのイメージは、「高得点群」も「低得点群」もほぼ同様で、「やさしい」「忙しい」「元気がよい」といったイメージを持つものが多かった。高得点群が低得点群より高い割合を占めたイメージは「やさしい」、低得点群が高得点群より高い割合を占めたイメージは「忍耐強い」「元気がよい」であった。施設についてのイメージをみると、低得点群では、「暗い」「うるさい」「狭い」といったマイナスイメージが、高得点群に比べやや多くなっていた。

しかし、こうした違いは、グループ間の有意な差として認められるものではなかった。

(4) 仕事の継続と得点群別比較

学生は、育児について男女平等という回答をするものが多かったが、実際には仕事の仕方として「子どもが生まれたらしばらく子育てに専念し、子どもの手が離れたら再就職する」と考えているものが最も多く、次に「結婚・出産まで」が多く、約78%が乳幼児期の子育ては自分の手でと考えていると思われる。

こうした仕事の継続に関する考えが、児童や障害児・者の権利に関する考えとどのように関わって

るのかをみた。児童の権利に関しては、仕事の仕方と関係なく低得点群が多くなっていた。しかし、障害児・者の権利あるいは障害児・者に関する考え方では、高得点群に「仕事をずっと継続」「子育て後再就職」が占める割合がやや多くなっていた(表7～表12)。

しかし、こうした違いは、グループ間の有意な差として認められるものではなく、学生は人権や対象者の権利に関する見方、男女平等意識が高くても、権利の視点から自分の仕事の継続を考えているわけではなく、「子育ては母親の手で行うことがよい」という社会通念に従う傾向にあると考えられる。

(5) 学生の实習記録にみる権利意識

学生の権利意識や施設に関するイメージの背景となる実習体験について、学生の実習日誌から抜粋してみた。

要養護施設で実習した学生が入所児について、どのように記録しているかをみると、実習前半では「子ども達が蹴り合いをしたり、虫を観察していたり、おもちゃで遊んでいた」して、指示を聞いてくれない、「全員に同じ行動をさせることは大変なことだ」と記述している。

学生は、「子どもの意見を尊重すべき」に賛成するものが多いのに、学生が児童の指導を行っている場面を実習記録からみると、「集団のきまりを守るように言っても、言うことを聞いてくれない。どのように指導すればよいのか」と悩んでいる様子が見られる。ここでは「愛情に飢えている」と感じている子ども達に、日常生活のなかで集団活動を要求する姿勢が感じられる。しかし、10日目の日誌をみると、「一人一人の性格を理解し、それにあった接し

表7. 福祉意識と仕事の継続

高い	低い	
3 (15.8%)	3 (15.8%)	結婚・出産まで
9 (12.7%)	8 (11.3%)	子育て後再就職
1 ( 7.7%)	0 ( 0.0%)	継 続
1 ( 7.7%)	1 ( 7.7%)	わ か ら な い
14 (12.1%)	12 (10.3%)	

表8. 男女平等意識と仕事の継続

高い	低い	
6 (31.6%)	4 (21.1%)	結婚・出産まで
9 (12.7%)	10 (14.1%)	子育て後再就職
2 (15.4%)	0 ( 0.0%)	継 続
4 (30.8%)	1 ( 7.7%)	わ か ら な い
21 (18.1%)	15 (12.9%)	

表9. 児童の人権と仕事の継続

高い	低い	
1 ( 5.3%)	5 (26.3%)	結婚・出産まで
9 (12.7%)	11 (15.5%)	子育て後再就職
0 ( 0.0%)	5 (38.5%)	継 続
3 (23.1%)	2 (15.4%)	わ か ら な い
13 (11.2%)	23 (19.8%)	

表10. 児童の養育意識と仕事の継続

高い	低い	
5 (26.3%)	3 (15.8%)	結婚・出産まで
13 (18.3%)	15 (21.1%)	子育て後再就職
3 (23.1%)	2 (15.4%)	継 続
2 (15.4%)	2 (15.4%)	わ か ら な い
23 (19.8%)	22 (19.0%)	

表11. 障害者の人権と仕事の継続

高い	低い	
4 (21.1%)	4 (21.1%)	結婚・出産まで
16 (22.5%)	9 (12.7%)	子育て後再就職
3 (23.1%)	1 ( 7.7%)	継 続
3 (23.1%)	4 (30.8%)	わ か ら な い
26 (22.4%)	18 (15.5%)	

表12. 障害者意識と仕事の継続

高い	低い	
5 (26.3%)	5 (26.3%)	結婚・出産まで
14 (19.7%)	11 (15.5%)	子育て後再就職
4 (30.8%)	4 (30.8%)	継 続
2 (15.4%)	4 (30.8%)	わ か ら な い
25 (21.6%)	24 (20.7%)	

方をすることが大切」であることに気付いていた。

また、学習指導の場面では、「子どもが気付く前に（実習生が）間違えた答えを消してしまい、子どもが泣き出した」など、子どもとのコミュニケーションをどのように形成していくかに苦勞している様子がうかがえた。

障害児の施設で実習した学生は、「自由時間にも、その人が楽しく過ごせるように配慮されている」「（入所者の）部屋に入る時には、『失礼します』と声をかける職員の姿をみて、利用者の生活の場として大切にしなければならないと感じた」など、利用者の主体性を大切にすることを学んでいることが感じられた。

施設職員の入所児・者への気持ちについては、知的障害者更生施設で施設職員が「利用者のお化粧品やマニキュアを塗っていた。利用者がそんなふうにお化粧品をすることなど考えてもみなかった」そして、「女の人ならだれでもおしゃれをしたいと思うのだ

ろう」と、利用者の気持ちに共感しようとしている様子がみられた。

また、失禁した障害児のパンツを脱がせたままの状態、トイレまで誘導し、プライバシーの問題を無視してしまったと反省しているものもいた。このように、障害児施設では、自らの行動が、利用者の権利擁護に直接かかわる場面に直面することも多く、障害児・者の権利の認識も高まると思われる。

しかし、一方で、自傷行為のある園生の拘束について、「見た感じはあまりよくないが、利用者を守るためには仕方がない」と納得しているものもあった。

こうした状況を見ると、学生の多くは、実習前半では理念としての権利保障について一定の知識をもっていても、現実のなかで、児童の権利保障の視点から実践していくこととの間にはギャップがみられる。しかし実習体験、実践をとおして、適切な指導を受けることで、利用者の人権に関する認識を深め



るきっかけをつかむことができるといえる。

### 3) 調査結果の要約

保育学生は、男女平等、女性の就労に関する差別の禁止、子育て、家庭での男女の役割分担など、人権に関する知識をもっているにもかかわらず、現実にはM字型就労を希望しているというように、理念と実際の行動にはギャップがあることがわかった。また、福祉や人権について高い得点となっているグループでは、施設や入所児童について、多様なイメージをもっていると同時に、意識の低いグループよりも批判的な視点を持っていると推測された。

さらに、子どものプライバシーの保護、虐待からの保護、福祉サービス利用の権利など、人権に関する知識をもち、「児童の意見を尊重すべきである」に賛同しているのに、児童養護施設の子供たちは大人の指示に従うべきだと考えて、子どもを指導しようとしたり、子ども達に集団行動を求めたりしている。また、男女の性役割に反対していても、子育ては母親の手で行うべきだと考えていることもわかった。

このように、学生は、自分自身のなかに相反する意見を混在させていながら、自らが、これらの矛盾を矛盾として認識するには至っていないように思われる。

## III. 考 察

学生は、講義などを通して人権に関する理念や知識を学ぶ機会をもっている。しかし、そのことが必ずしも自分の生活や対象者の生活に関して、人権擁護の立場にたって行動するという事に直結するわけではない。

われわれは、学生が日常生活のなかで人権侵害の場面に直面した時に、それに気づき、それを守るためにどうしたらよいかを考える経験を通して、対象者の人権擁護の視点を身につけていくと考える。

したがって、実際にサービスを提供していく場合に、児童の人権擁護の視点にたって発達を援助することのできる保育士として成長するためには、演習や実習など具体的な事例検討や実践の振り返りをおして、学生が自らの意識の矛盾に気づき、その矛盾を解消するための方法について考察できる、学生相互の小集団学習のあり方を検討していく必要があると考える。

そのことによって、現実のサービス提供においても、女性の労働について理解を深め、児童の人権の重さを受け止め、発達を援助していくことのできる保育のあり方を考えられるようになるであろう。

## 参 考 文 献

- 1) 水田和江、鈴木隆男「保育士養成における生命の尊厳教育についての一考察」保育士養成研究第19号  
2001年 p.79~87